

# 食中毒の発生について

平成27年9月4日  
京都府健康福祉部  
生活衛生課 Tel:075-414-4759  
京都府山城南保健所  
環境衛生室 Tel:0774-72-4302

9月1日(火)、山城南保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、山城南保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 1 探知の概要

9月1日(火)午後5時頃、精華町内の医療機関から山城南保健所に対し、「食中毒を疑う患者4名を診察した。」と通報があった。

## 2 調査結果(本日午前10時現在)

- (1) 初発日時 8月31日(月)午後8時頃
- (2) 有症者 ・ 1グループ24名中15名(男性4名:48~77歳、女性11名:21~76歳)  
・ 7名が医療機関を受診。入院者はなく、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 下痢、嘔吐、発熱
- (4) 病因物質 調査中
- (5) 原因食事 8月31日(月)に提供された会席料理  
〔主なメニュー : 先付け(サーモンカルパッチョ、小ナスの揚げ浸し、厚揚げ田楽他)、  
椀物、造り(中トロ、カンパチ、イカ、ホタテ)、揚物、かにしゃぶ、  
豚角煮、ごはん、デザート〕

## 3 原因施設

- (1) 屋号 花駒フードサービス (飲食店営業)
- (2) 所在地 精華町祝園長塚15-4-102
- (3) 営業者 株式会社花駒 (代表取締役 上野 雄一郎)  
はなこま うえの ゆういちろう

## 4 原因施設の特定期理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該飲食店が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、感染症を疑う事例は認められなかった。
- (3) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

## 5 山城南保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分(9月4日~6日までの3日間)

※なお、営業者は、9月1日から営業を自粛しております。